

島根大学汽水域研究センター研究推進協議会規則

(平成16年島大規則第138号)

(平成16年4月1日制定)

[平成18年3月22日一部改正]

[平成20年2月26日一部改正]

[平成21年3月17日一部改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学汽水域研究センター規則(平成16年島大規則第134号)第13条第2項の規定に基づき、島根大学汽水域研究センター研究推進協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、島根大学汽水域研究センター(以下「センター」という。)の研究目標の設定及び研究の進捗状況等を点検・評価し、もって研究の推進に資することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 島根大学汽水域研究センター管理運営委員会規則(平成20年島大規則第6号)第3条第2号委員のうち教授 各1名

三 センターの専任教員

四 第2号に規定する委員以外の本学職員で汽水域研究に関し高い識見を有するもの 若干名

五 本学職員以外の者で汽水域研究に関し高い識見を有するもの 若干名

2 前項第4号の委員は、センター長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 第1項第5号の委員は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

4 センター長は、前2項の推薦に当たっては、あらかじめ島根大学汽水域研究センター管理運営委員会の議を経て、当該職員の所属部局等の長又は当該学外研究者の所属機関の長の承諾を得るものとする。

5 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 協議会に委員長を置き、委員長はセンター長をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する前条第1項第1号の委員がその職務を代理する。

3 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 協議会に関する事務は、学術国際部研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。